財 第 2 2 5 号 令和3年10月19日

部、室、課長 出先機関の長 議会、各種委員会及び委員の事務局長 あて 消防長

総務部長

令和4年度予算編成について(通知)

我が国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じ、ワクチン接種を促進する中で持ち直しの動きが続くことが期待されるものの、内外の感染症の動向、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、成長分野で新たな雇用と所得を 生み、多様な人々が活躍する「成長と雇用の好循環」の実現を目指す中で、当面は、国民生活 を支えるため、感染拡大防止に引き続き万全を期すとともに、雇用の確保と事業の継続、生活の 下支えのための重点的・効率的な支援策を講じることとしている。

一方、本市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響や人口減少等により、市税の 大幅な増加は見込めず、学校給食センターや芸術文化館の整備等により、公債費が増加傾向 にあるなど、今後、財政運営が厳しくなることが見込まれる。

このような中、第9次氷見市総合計画の初年度となる令和4年度予算は、今後10年間のまちづくりを進めていく上で、その実現に向けた重要な予算となることから、限られた財源の中で効果的に事業化を図るため「選択と集中」を徹底し、メリハリのある予算編成を行う必要がある。

令和4年度予算編成においては、コロナ禍を契機として、社会の変革が加速的に進んでいる中、職員一人ひとりが時代の潮流を捉え、地域課題の解決に向けて、これまでの事業の手法や認識等を根本的に見直し、創意工夫を凝らして予算編成に取り組むこととする。

これらのことを踏まえ、令和4年度の予算要求は、「氷見市予算の編成及び執行に関する規則」に基づき、次の事項に留意して見積られるよう、命により通知する。

1 本市の財政状況

人口減少が進む本市では、中長期的に市税が減少傾向にあり、地方交付税や市債などに 依存せざるを得ず、自律的な財政運営が困難になるリスクが高まっている。

歳出では、学校給食センターや芸術文化館の整備等により公債費が増加傾向にあるほか、 少子高齢化への対応や老朽化する公共施設の長寿命化対策など、財政需要の増加が見込 まれるため、令和4年度は、多額の収支不足が発生する見通しである。

今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況次第では、感染症対応経費の増加などにより、 本市の財政状況は想定以上に悪化する可能性がある。

このように、令和4年度は、先行きの不透明感の高まりとともに、本市の財政を取り巻く環境が厳しさを増す中での予算編成となることから、施策全般について、緊急度や重要度などの観点から、その必要性を改めて精査し、限られた財源の中で事業の「選択と集中」を徹底するなど、健全で安定した財政運営の基盤を構築する必要がある。

2 基本姿勢

(1) 第9次氷見市総合計画の推進

令和4年度は、策定を進めている第9次氷見市総合計画の初年度であり、本市の今後の 礎を築く重要な予算となることから、第9次氷見市総合計画において重点的に取り組む事 業に予算を優先的に配分する。

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルスの感染拡大という大きな変化に対し、市民生活や経済状況、本市の 財政状況等をしっかり捉え、感染防止対策や地域経済の回復、新たな生活様式への対応 等に予算を優先的に配分する。

(3) 持続可能な財政運営の推進

限られた財源の中で、事業の「選択と集中」及び「スクラップ・アンド・ビルド」を徹底するとともに、必要な財源の確保に努め、最少の経費で最大の効果を挙げることにより、持続可能な財政運営を推進する。

(4) 国の補正予算との一体的な予算編成

今後予定されている国の補正予算により、過疎対策事業債等市債の活用と比較して財政的に有利な財源を活用し、切れ目のない予算執行を行うことができるよう、一体的に予算編成を行う。

(5) 予算編成業務の効率化

予算査定プロセスや予算要求資料の見直しなど、予算編成業務における事務負担の軽減を図り、時間外勤務の縮減等に繋げ、予算編成を効率的に進める。

3 予算編成基準

予算編成にあたっては、所管する業務において、以下の観点から実現すべき目標に向けて 予算要求すること。

(1) 特別枠の設定

- ① 第9次氷見市総合計画推進特別枠・・・ 一般財源ベースで1億円
 - ・「ヒューマン」本市への人の流れの創出や地域における多様な人材の確保・育成等 に向けた施策
 - ・「デジタル」 地域課題の解決や生産性・効率性の向上等に資するDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進に向けた施策
 - •「グリーン」 脱炭素社会の実現に向けた施策
 - ・芸術文化館を活かしたまちづくり

② 新型コロナウイルス感染症対応特別枠 ・・・ 一般財源ベースで1億円

- •感染防止対策
- ・市民生活及び地域経済に対する支援
- ・新しい生活様式への対応
- •アフターコロナを見据えた取組み

(2) その他の経費

特別枠以外の経費は、次に掲げる経費を除き、一般財源ベースで、令和3年度6月補正 後予算額の5%以上を削減目標とし、事業担当課と財政担当課が連携・協力して、その目標の達成に向けて取り組むこととする。

- ・継続費に係る経費
- 債務負担行為及び長期継続契約に係る経費
- •人件費
- •公債費
- •災害復旧事業費
- •予備費

4 留意事項

歳入に関する事項

(1) 市税

財政運営の根幹をなすものであるため、社会経済情勢の変動や税制改正の動向等に留意するとともに、決算額との大きな乖離が生じないよう適切に見積ること。

また、未収金や滞納分を確実に減らすための効果的な対策を進め、徴収すべき税額の確保に努めること。特に、潜在的な課税客体の捕捉に向けた調査の充実を図り、市税収入の確保に努めること。

(2) 地方交付税、地方譲与税等

地方財政計画や制度改正の動向等を十分に勘案し、的確な額を見積ること。

(3) 分担金、負担金

受益者負担の原則に基づき、受益と負担のバランスの適正化を図ること。

(4) 使用料、手数料

特定の行政サービスに要する経費と、受益者が負担する使用料・手数料の均衡が保たれているか、受益者負担が適正な料金となっているか確認し、見直しの必要がある場合は早急に対応すること。

(5) 国•県支出金

国及び県の予算編成や制度改正の動向等を踏まえ、対象事業、補助率、補助単価等を 正確に把握し、的確な額を見積ること。

また、利用可能な補助制度を積極的に活用することで、財源の確保に努めること。

(6) 財産収入

市有財産の有効活用を図る観点から、財産の売却や貸付による収入を適切に見積ることとし、未利用の施設や土地等について、今後の方向性を早期に決定し、売却処分が適当と認めるものについては、早期の売却に努めること。

(7) 市債

過大な市債発行による公債費の増加は、後年度の財政運営に大きな影響を及ぼすため、 安易に市債に依存しないこととし、市債を充当する場合は、事業の適債性や充当率につい て、事前に財務課と協議の上、適正な額を見積ること。

(8) その他の収入

金額の多少を問わず貴重な財源という認識に立ち、創意工夫により財源の捻出に努めるとともに、企業版ふるさと納税なども積極的に活用し、増収に努めること。

歳出に関する事項

(1) 全般的事項

- ① 全ての事業について、社会経済情勢を踏まえ市民目線で精査し、事業の「スクラップ・アンド・ビルド」など徹底した見直しを行うことにより、予算の適正な配分に努めること。
- ② 前年度から継続する事業については、単に前例を踏襲することなく、徹底した見直しと 創意工夫に加え、AIやRPAなどの新たなICT技術の活用による業務改善など、最少の 経費で最大の効果が得られるよう十分に検討すること。
- ③ 令和3年度において、新型コロナウイルス感染症の影響等により中止または規模を縮小するなどの対策を講じた事業については、事業実施の可否、実施方法の見直しなど十分に検討すること。

(2) 補助事業

社会資本の整備・更新、地域経済への波及効果、財源の効率的な活用等の観点から、 国・県要望事業を中心に、地域的なバランスや投資効果等について十分検討し、工事の 計画、設計等の見直しや発注の効率化に取り組むなど、引き続きコスト縮減に努めること。

事業の要求にあたっては、国・県における補助制度の動向や補助率、負担率等を正確 に把握し、社会経済情勢等も勘案しつつ、適正な事業費の積算に努めること。

なお、国・県補助金が減額となった場合、一般財源への振替は行わないこと。

(3) 単独事業

補助事業との関連、費用対効果等について十分検討するとともに、限られた財源で最大の効果が得られるよう努めること。

また、社会経済情勢の変化等により所期の目的を達成したもの、必要性が低下したもの、予算の執行率が低いものは、事業の集約や廃止を含めた抜本的な見直しを行うこと。

(4) 補助金及び負担金

- ① 補助金を新設する場合は、それに見合った既存の補助金を廃止又は整理統合するとともに、原則として、あらかじめ終期を設定すること。
- ② 市費の任意継ぎ足しを含む市単独の補助金については、金額が小さいものや目的を 達成したもの、社会経済情勢に合わなくなったもの、補助効果が乏しいものについて、積 極的に廃止すること。

また、継続することとした補助金や団体等への負担金についても、その必要性、政策効果、交付先団体の経理状況等を十分に確認し、減額又は終期の設定に努めること。

(5) その他の経費

上記に準じて見積ること。